平成２３年（フ）第４５９号
静岡県沼津市沼北町２丁目６－４、住民票上の住所静岡県沼津市蛇松町22番地の１　パレドール沼津307
破産者　杉山　　栄
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
京都府舞鶴市大内野町76番地の77
破産者　藤井たづ子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５９８６号
大阪府池田市渋谷１丁目14番19号
破産者　髙木　　猛
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８２号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1006号
破産者　吉田　末子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９号
兵庫県姫路市林田町林谷925番地７　市営下構住宅５棟5202号
破産者　二木　　寿
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５１号
広島市安佐南区上安４丁目12番18号
破産者　櫻井　龍記
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７３号
広島県江田島市江田島町大須２丁目４番４号、開始決定時の住所広島市中区舟入町１番３―901号
破産者　山本　篤子
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９４号
広島市安佐北区可部２丁目22番16号
破産者　柴田　修明
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
長崎県長崎市坂本１丁目13番４号、開始決定時の住所長崎県長崎市坂本２丁目２番28号
破産者　川原　良次
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
長崎県長崎市麹屋町１番４号　中島川マンション201
破産者　川良　真理
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
福島市丸子字柳原14番地の３
破産者　千葉　忠男
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３０号
群馬県邑楽郡大泉町城之内５丁目30番１号
破産者　中原　順一
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２７６２号
横浜市南区大岡２丁目27番17号　サザンハウス201号
破産者　塩原　作勇
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２８号
神奈川県大和市渋谷４丁目３番地１　クリオ高座渋谷壱番館106号
破産者　梶　美登里
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０号
長野市大字富竹466番地５、破産手続開始決定時の住所長野市稲田３丁目40番12号
破産者　澤出　春美
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県大垣市林町３丁目128番地、開始決定時の住所岐阜県高山市清見町藤瀬155番地
破産者　砂田　政司
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
愛知県豊田市下市場町７丁目71番地　カナディアン18―201号、開始決定時の住所愛知県豊田市新生町１丁目１番地５　バンベール新生公園203号
破産者　横井　浩二
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
愛知県西尾市鶴ケ崎町26番地
破産者　外山　鮎美（旧姓宮下）
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
愛知県豊川市西塚町３丁目10番地の１　レオパレス英208号
破産者　野坂　嘉孝
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部